

官報

昭和五十年四月二十五日

○第七十五回 参議院会議録第十一号

昭和五十年四月二十五日(金曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十年四月二十五日

午前十時開議

第一千九百七一年の国際小麦協定を構成す

る小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を

求めるの件(衆議院送付)

第二 関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書の締結について承

認を求めるの件(衆議院送付)

第三 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業

等の合理化に関する特別措置法案(衆議院提出)

第四 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、請暇の件

本院の同意を求めてまいりました。
まず、舟橋尚道君の任命について採決をいたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長一木謙吾君。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

本院申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めておきます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十八日
参議院議長 河野謙三郎

○議長(河野謙三君) 次に、隅谷三喜男君の任命について採決いたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第一 千九百七一年

の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

日本第一 関税及び貿易に関する一般協定の譲

許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

日本第一 関税及び貿易に関する一般協定の譲

許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

日本第一 関税及び貿易に関する一般協定の譲

許表の変更に関する第二確認書の締結について承認を求めるの件

〔いずれも衆議院送付〕

以上両件を一括して議題といたします。

別紙

千九百七一年の国際小麦協定を構成する

小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書に別紙の留保を付して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書中の食糧援助規約の

有効期間の延長に関する議定書第三条の規

定期に日本国政府の留保

日本国政府は、米（非締約国である開発途上にある国において生産されたものを除外しない。）の形態で又は受益国が要請する場合には農業物資の形態で援助を供与することによりこの議定書第三条の規定に基づく義務を履行する権利を留保す。

千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百七十一年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一年の国際小麦協定が千九百七十四年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書及び千九百七十一年の食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書

この議定書の締約国政府は、

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書

千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約（以下「規約」という。）が千九百七十四年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する規約の有効期間の延長に関する議定書を作成する議会に参加した政府は、

千九百四十九年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年及び千九百七年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百七十一年の国際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年及び千九百七年に修正され、更新され又はその有効期間が延長されたことを考慮し、

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について 承認を求める件外 三二一八

は、その新たな協定の効力発生の日の前日までに限り効力を有する。

の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名

この議定書は、千九百七十四年四月二日から四月二十二日まで、ワシントンにおいて、規約の締約国政府及び千九百七十四年四月二日において暫定的に規約の締約国とみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために開放しておくる。

規約の次の規定は、千九百七十四年七月一日以後適用されない。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百七十四年七月一日以後適用されない。

(a) 第十九条(4)

(b) 第二十二条から第二十六条まで

(c) 第二十七条(1)

(d) 第二十九条から第三十一条まで

第三条 定義

この議定書において「政府」というときは、歐州経済共同体（以下「共同体」という。）を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行う署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により国際協定の締結のために寄託することとされている文書の寄託を含む。

第六条 批准、受諾、承認又は締結

この議定書は、各署名政府により、それぞれ自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。批准書、受諾書、承認書又は締結書は、千九百七十四年六月十八日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

第七条(1)(b)の規定に基づいてこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票数及び当該収穫額は、当該加盟国に分配される票数及び当該収穫年度の残余の期間を基礎として、理事会が決定する。この場合において、当該収穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国も同様にこの議定書に加入する。

(a) 千九百七十四年六月十八日までに、同日に

おいて規約の付表A又は付表Bに掲げられて
いる加盟国の政府が行う加入。もつとも、理
事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた
政府に対し、一回又は二回以上の期限の延長
を認めることができる。

(b) 千九百七十四年六月十八日後に、国際連
合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟
国の政府が行う加入。ただし、加盟輸出国が
投げる票の三分の二以上及び加盟輸入国が投
げる票の三分の二以上による議決で理事会が
適当と認める条件に従うものでなければなら
ない。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託
することによって行う。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表A
に掲げる加盟国又は付表Bに掲げる加盟国とい
うときは、理事会が定める条件で政府が規約に
加入した加盟国及び(1)(b)の規定に従つて政府が
この議定書に加入した加盟国も、該当する付表
に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をア
メリカ合衆国政府に寄託することができる。その
他の政府でこの議定書に署名する資格を有するも
の又は加入の申請が理事会によつて承認されたも

は、暫定的この議定書を適用するものとし、か
つ、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされ
る。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、第六条から前条までの規定に
従い批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは
加入書又は暫定的適用宣言を千九百七十四年六
月十八日までに寄託した政府の間で、次の日に
効力を生ずる。

(a) 規約の第三条から第九条まで及び第二十一
条の規定以外のすべての規定については、千
九百七十四年六月十九日

(b) 規約第三条から第九条まで及び第二十一条
の規定については、千九百七十四年七月一日

もつとも、千九百七十四年六月十八日まで
に、付表Aに定める票数の六十パーセント以上
の票を有していた加盟輸出国及び付表Bに定め
る票数の五十ペーセント以上の票を有していた
加盟輸入国を代表する政府(同日において規約
の締約国であったとしたならばそのような票を
有することとなる政府を含む。)が、批准書、受
諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定
的適用宣言を寄託することを条件とする。

(2) この議定書は、この議定書の関係規定に従い
定書の改正も、同様に通報する。

この議定書には、千九百七十二年の国際小麦協定につ
いて承認を求めるの件外一件

については、その寄託の日に効力を生ずる。た
だし、そのような政府については、この議定書
のいすれの部分も、(1)又は(3)の規定に基づいて
他の政府について効力を生ずるまでは、効力を
生じない。

(3) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じ
なかつた場合には、批准書、受諾書、承認書、
締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既
に寄託した政府は、この議定書が批准書、受諾
書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的
適用宣言を既に寄託した政府の間で効力を生ず
ることを合意によって決定することができる。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この
議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定
的適用、これへの加入、規約第二十七条の規定に
従つて受領した通告並びに規約第二十九条の規定
に従つて受領した宣言及び通告をすべての署名政
府及び加入政府に通告する。

第十一條 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定に基
づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の
後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対
し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語
によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議
定書の改正も、同様に通報する。

この議定書には、千九百七十二年の国際小麦協定につ
いて承認を求めるの件外一件

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は權
限のある当局から正當に委任を受け、その署名に
対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は權
限のある当局から正當に委任を受け、その署名に
対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及
びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、
アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署
名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、そ
の認証謄本を送付する。

アルジェリアのために

アレハンドロ・オルフィラ

千九百七十四年四月十九日

オーストラリアのために

パトリック・ショー

千九百七十四年四月十八日

オーストリアのために

アルノ・ハルーザ

千九百七十四年四月十八日

ベルベドスのために

バルターラ・ロリダン

千九百七十四年四月二十二日 ボリヴィアのために	千九百七十四年四月二十二日 エジプトのために
千九百七十四年四月二十二日 ブルガリアのために	千九百七十四年四月二十二日 エル・サルバドルのために
千九百七十四年四月二十二日 カナダのために	千九百七十四年四月二十二日 イラクのために
千九百七十四年四月十九日 中国のために	千九百七十四年四月二十二日 ハンス・オットー・クラウグ
千九百七十四年四月十九日 コロンビアのために	千九百七十四年四月二十二日 レオ・トゥオミーネン
千九百七十四年四月十九日 コスタ・リカのために	千九百七十四年四月二十二日 フィンランドのために
千九百七十四年四月十九日 キューバのために	千九百七十四年四月二十二日 ジャック・コショウスコ＝モリゼ
千九百七十四年四月十九日 ワシントン	千九百七十四年四月二十二日 ワシントン 千九百七十四年四月二十日 アイルランドのために
千九百七十四年四月十九日 デンマークのために	千九百七十四年四月二十二日 J・G・モロイ
千九百七十四年四月十九日 ヴィンセント・ブセク	千九百七十四年四月十九日 イスラエルのために
千九百七十四年四月十九日 ドクター・コンスタンティン・P・パナヨ	千九百七十四年四月十九日 M・ナヴァ
千九百七十四年四月十九日 日本国のために	千九百七十四年四月十九日 二日 マルタのために
千九百七十四年四月十九日 安川社	千九百七十四年四月十九日 モーリシャスのために
千九百七十四年四月十九日 ケニアのために	千九百七十四年四月十九日 ピエール・ギ・ジラル・バランシ
千九百七十四年四月十九日 ギリシャのために	千九百七十四年四月八日 モロッコのために
千九百七十四年四月十九日 ドクター・コンスタンティン・P・パナヨ	千九百七十四年四月十九日 メキシコのために
千九百七十四年四月十九日 ノールウェーのために	千九百七十四年四月十九日 オランダ王国のために
千九百七十四年四月十九日 R・B・ファン・リンデン	千九百七十四年四月十九日 ルクセンブルグのために
千九百七十四年四月十九日 ナイジリアのために	千九百七十四年四月十九日 ワシントン 千九百七十四年四月二十日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 ノールウェーのために	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 S・Ch・ソンメルフェルト	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 パキスタンのために	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 ヤクーブ・カーン	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 クウェイトのために	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十九日 レバノンのために	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十七日 エクアドルのために	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ
千九百七十四年四月十七日 アルベルト・ケヴェード=トロ	千九百七十四年四月十九日 ジョン・F・ケネディ

援助規約又は千九百七十一年の食糧援助規約の締約国である国及び暫定的に千九百七十一年の食糧援助規約の締約国とみなされる国で(1)に掲げられていないものによる署名のため、同一の条件で開放しておく。ただし、当該国の拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約又は千九百七十一年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。

官報(号外)

(1) この議定書は、第五条に規定する国による加入のために開放しておく。ただし、その加入は、千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書への加入を条件とするものとし、かつ、第五条(2)に規定する国については、その拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約

又は千九百七十一年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。この(1)の規定に基づく加入書は、千九百七十四年六月十八日までに寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) 食糧援助委員会は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府が、同委員会の適切と認める条件により、拠出国としてこの議定書に加入することを承認することができる。ただし、その政府が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の締約国となつてない場合には、同時に同議定書に加入することを条件とする。

(3) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託するものとし、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、各署名国により、自國の憲法上又は制度上の手続に従つて批准され、受諾され、承認され又は締結されなければならない。ただし、各署名国が千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書をも批准し、受諾し、承認し又は締結することを条件とする。批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

第八条 暫定的適用

(1) 第五条に規定する国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書の暫定的適用宣言を寄託することを条件として、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、食糧援助委員会は、同日までに批准書、受諾書、承認書又は締結書を寄託しなかつた署名国に対し、一回又は二回以上の期限の延長を認めることができる。

(2) この議定書は、第五条に規定する国による加入のために開放しておく。ただし、その加入は、千九百七一年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書への加入を条件とするものとし、かつ、第五条(2)に規定する国については、その拠出量が千九百六十七年の食糧援助規約

又は千九百七十一年の食糧援助規約において同意した拠出量以上であることを条件とする。暫定的適用宣言を寄託する国は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、かつ、暫定的にこの議定書の締約国とみなされる。第九条 効力発生

(1) この議定書は、批准書、受諾書、承認書、締結書又は加入書を寄託した国間で、次の日に効力を生ずる。

(2) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定以外のすべての規定については、千九百七十四年六月十九日

(b) 規約第二条及びこの議定書の第三条の規定については、千九百七十四年七月一日

もつとも、第五条(1)に掲げるすべての政府が、千九百七十四年六月十八日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十年の小麦貿易規約の有効期間の延長に関する議定書が効力を生じていることを条件とする。

第十条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対して、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文との議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を延長するための議定書の前文を含む。

(2) この議定書が(1)の規定に基づいて効力を生じなかつた場合には、千九百七十四年六月十九日までに批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間

の延長に関する議定書が効力を生じていることを条件として、この議定書が批准書、受諾書、承認書、締結書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した国との間で効力を生ずることを合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認める他のすべての措置をとることができる。

第十三条 寄託政府による通告

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認、締結及び暫定的適用並びにこれへの加入をすべての署名国及び加入国に通告する。

第十四条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第二百二条の規定に基づく登録のため、この議定書の確定的効力発生の後できる限り速やかに、国際連合事務総長に対して、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十五条 前文との議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間を延長するための議定書の前文を含む。

この議定書は、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、その原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国及び各加入国に対し、その認証謄本を送付する。

アイルランドのために

イタリアのために

日本国のために

第三条の規定に関する留保を付して

安川社

千九百七十四年四月十九日

(別紙)

日本国政府は、米(非締約

国である開発途上にある国に

おいて生産されたものを除外

しない。)の形態で又は受益国

が要請する場合には農業物資

の形態で援助を供与すること

によりこの議定書の第三条の

規定に基づく義務を履行する

権利を留保する。

ルクセンブルグのために

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第一確認書の締結について、日本国憲法

第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

「決定」という。)を採択したので、

(i) 一般協定に附属する若干の譲許表について誤りを訂正し及び修正を記録すること並びに

(ii) 決定第五項の規定に従つて南アフリカ、イスラエル及びマラウイの聯合譲許表を作成すること

が希望されているので、

この確認書の附属書に規定する変更に関する決定第三項の手続がとられたので、

ドイツ連邦共和国のために

千九百七十四年四月二十一日

スイスのために

千九百七十四年四月二十七日

F・シニーダー

批准を条件として

千九百七十一年の規約のすべての締約国が從来と同一の条件

で参加することを期待して署名

する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十年三月二十八日

求めるの件

更に關する第二確認書の締結について承認を

する。

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 前尾繁三郎

アルゼンティンのために
アレハンドラ・オルフィラ
千九百七十四年四月十九日

オーストラリアのために
パトリック・ショー

千九百七十四年四月十八日

ベルギーのために

M・カデュー

千九百七十四年四月十九日

デンマークのために

ノールウェーのために

オランダ王國のために
フィンランドのために
レオ・トゥオミネン

千九百七十四年四月十七日

スウェーデンのために
レイフ・レイフランド

千九百七十四年四月十七日

フランスのために

千九百七十四年四月十七日

ドイツ連邦共和国のために

八条 第二十四条、第二十七条若しくは第二十八条の規定に基づいてとられた措置の結果として生じた修正を反映するために変更されること。

(ii) 附属書Bの第十八表(南アフリカの譲許表)、第四十一表(イスラエルの譲許表)及び第五十八表(マラウイの譲許表)は、決定第五項の規定に従つて作成されたものであること、並びに一般協定

第二条中同協定の日付に言及する場合において、これらの譲許表に含まれるいずれの譲許に関する事項を、当該譲許を最初に一般協定の関係譲許表に編入した文書の日付と読み替えて適用すること。

この確認書は、国際連合憲章第二条の規定に従つて登録する。この確認書は、締約国団の事務局長に寄託するものとし、事務局長は、速やかに一般協定の各締約国に対しても認証書を送付する。

千九百七十四年一月九日にジョネーヴで、この確認書に附属する譲許表に関して別段の定めがある場合を除くほか、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。

附屬書A 一般協定に附属する譲許表の訂正及び修正

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日付け

第三十八表 日本国の譲許表

第一部 最惠国関税率表

第一〇二・〇一号の次に次の二号を加える。

○一・〇二 家きん(鶏あひる、がちよう、七面鳥及びほるほる鳥で、生きのうち(しないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷冻のものに限るものとし、くず肉にあっては、肝臓を除く。)
七面鳥(断片にしたものに限る。)

一五%

○五・一五 動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)及び第一類又は第二類のうち
六 乾燥した血

無税

第一〇八・一五号を次のように改める。

○八・〇五 ナット(生鮮又は乾燥のものに限るとともに、第一〇八・〇一号に該当するものを除くものとし、殻を除いてあるかどうかを問わない。)
四 その他のもののうち
甘扁桃仁

九%

第一〇九・〇四号を次のように改める。
○九・〇四 こしよう属のベッパー及びとうがらし属又はピメント属のピメンのうち

ト 二 その他のもの
ト 粉碎し又は混合してないもののうち

第一一二・〇七号の一を削り、同号に次のように加える。

第一五・〇一 号を次のように改める。
第一三・〇一号中「びんろう子」を削る。
第一五・〇一 号を次のように改める。

第一五・〇一 ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によって得たもの

第一五・〇一 ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によって得たもの

無税

第一五・〇一 ラードその他の豚脂及び家きん脂で溶出又は溶剤抽出によって得たもの

一キログラムにつき一五円

四〇%

一〇%

一五%

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

卷六

第三四・〇一号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。 せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーリー状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。)	ひげそり用製品、つめ化粧料、香及び線香以外のもの 液状又はペースト状のもの その他のもの
第三四・〇二号を次のように改める。	三〇% 三〇%
三四・〇三号の欄(細分を除く。)を次のように改める。 脂処理に用いる調製品(石油又は墨青油の含有量が全重量の七〇%以上のものを除く。)	三〇% 三〇%
切削油(石油又は墨青油の含有量が水分を除いた全重量の五〇%を超えて、温度十五度における比重が一・八四九四を超えるものに限る。)	一五% 一五%
七 耐火性建設材料のうち	一一一・五% 一一一・五%
八 高温耐火性建設材料	一〇% 一〇%
第三八・一九号の一〇を削る。	一五% 一五%
第三九・〇一号の五を次のように改める。	三〇% 三〇%
五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品	三〇% 三〇%
六 その他のもの	三〇% 三〇%
(一) ポリエスチル樹脂のもの	三〇% 三〇%
(二) シリコーンのもの	三〇% 三〇%
第三九・〇二号の五を次のように改める。	三〇% 三〇%
五 第五九類の注2(A)(b)又は2(A)(c)に掲げる物品	三〇% 三〇%
六 その他のもの	三〇% 三〇%
(一) 塩化ビニル樹脂又は酢酸ビニル樹脂のもの	三〇% 三〇%
一次製品	一五% 一五%
六 その他のもの	一五% 一五%
(一) ポリエチレンのもの	一五% 一五%
第三九・〇二号に次のように加える。	三〇% 三〇%
第四〇・〇二号を次のように改める。	三〇% 三〇%
四〇・〇二号のうち	三〇% 三〇%
合成ゴムのラテックス及びブリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム、バラタ、グタペルカその他これらに類する天然ガム	一五% 一五%
天然ゴムラテックス(合成ゴムラテックスを加えてないものに限るものとし、感熱ラテックス及び酸性ラテックスを除く。)	無税 無税
天然ゴムのブリバルカナイズドラテックス	一五% 一五%
天然ゴム(凝固前に可塑剤その他の物品(保存剤及び粘土を除く。)を加えてないものに限るものとし、粘土入り天然ゴム及びS Pラバーを除く。)	無税 無税
グタペルカ	無税 無税
感熱ラテックス及び酸性ラテックス	一五% 一五%
合成ゴムのラテックス及びブリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス	一五% 一五%
合成ゴムラテックス	一五% 一五%
合成ゴム(凝固前に可塑剤その他の物品(鉱物油、保存剤及び单	一五% 一五%

限るものとし、天然ゴムを人造ラバチックで変性したものに識別を容易にするための着色料を除く。)を加えてないものに限る。(この類の注4(c)に定めるものに限る。)を除く。)

第四二〇一

無税

綿製のドレス、スーツ及びオーバーコート(使用してないものに限る。)

毛製又は毛に他の纖維を交じえたドレス、スーツ及びオーバーコート(使用していないものに限る。)

のうち

その他の旅行用具、買物袋、ハンドバッグ、手提げかばん、書類

第六一・一一号の三を削り、同号に次のように加える。

詩、樂、賦、賦、賦、賦

三

ミル、及ぶ品種以外の
二

器 器器 又同金 石 さんご 半貴石 真珠 さんじゅ 課稅価格 トクセイザイコウ の値の倍の金額を課稅する。半貴石は半寶石の意。真珠は貝の殻から出る。板紙は木の皮を剥いて、木の質を失して、紙の質を得たもの。織物類は紡織物の総称。織物類は紡織物の総称。

一 ハンドバッグ、財布及び化粧具入れ（貴金属、これを張り若しくはぬつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、そなげ又はべつこうを用いたもののうち、課稅價格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）のうち

二 ハンドバッグ（革製のものに限る。）

(+) その他もの

(+) 革製又はゴンボジショーンレザー製のもののうち
ハンドバッグ（革製のものに限る。）

第七〇・一九号を次のように改める。

ハート及び譜章以外のもの

七〇・一九
二五%
一一〇%
ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューープ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（バロティニ）

ガラス製のキューープ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（バロティニ）

第六一〇二号を次のように改める。
六一〇二号 女子用又は乳幼児用の外衣類
のうち
一 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつき一

三五%	七〇・一九	第七〇・一九号を次のように改める。
		<p>ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する装飾用細貨及びこれらを用いたガラス製品、ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。）、ランプ加工の装飾用ガラス細工品並びにガラス製の粒（パロティニ）</p>
		<p>一 ガラス製のキューブ及び小板（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかどうかを問わない。）、ガラス製の眼（がん具用のものを含むものとし、人体用のものを除く。並びにランプ加工の装飾用ガラス細工品（貴金属又はこれをめつきした金属を用いたものを除く。）</p>

第七一
二号を次のよう改める。

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの

三〇%
その他もの
金を用いたもの（金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限るものとし、時計用又は眼鏡用の鎖その他の身辺

第七一・一二二品を次のように改め。)
装飾用の鎖を除く。)

第七十一回 純金の刀と金工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの）

銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用い
のに限るものとし、第七一・二号に該当する物品を除く

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号
千九百七十二年の国際小麦税
いて承認を求めるの件外一叶

成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結につ
二二一七

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第一号 千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について 承認を求める件外一件

三三八

<p>たもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%未満なもの（ナイフ、かみそり、はさみその他の刃物並びにスプレー、ほうき及びブラシを除く。）</p> <p>第七一・一四号を次のように改める。</p>	五〇%
<p>七一・一四 その他の製品（貴金属製又は貴金属を張つた金属製のものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>銀製又は白金族の金属製のもの及び銀又は白金族の金属を用いたもの並びに金を用いたもので金の部分の価格が全価格の八〇%未満のもの</p>	五〇%
<p>第七三・一一号中「ものとし」完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わないを削る。</p> <p>第七三・一二号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもので」を「有するものを除くとともに」に改める。</p> <p>第七三・一四号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。</p>	一五%
<p>圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器</p> <p>第七四・〇一 圧縮ガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の容器のうち</p> <p>一 塊（一に掲げるものを除く。）及びくず</p> <p>〔〕 製錆用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）のうち</p> <p>ブリスター銅の棒（銅の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）</p> <p>二 その他のもののうち</p> <p>ブリスター銅の棒（銅の含有量が全重量の九五%を超えるものに限る。）</p>	一〇%
<p>第八一・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。</p> <p>第八四・〇一号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。</p> <p>一 蒸気発生ボイラー（低圧蒸気も発生することができるセントラルヒーティング用の温水ボイラーを除く。）及び過熱水ボイラー</p>	一〇%
<p>第八四・〇二号中「蒸気発生ボイラー用の」を「第八四・〇一号のボイラー用の」に改める。</p> <p>第八四・五一号を次のように改める。</p> <p>八四・五一 タイプライター（計算機構を有するものを除く。）及びチャックラのうち</p> <p>一 タイプライター</p>	一五%
<p>第八四・五五号中「計算機（手動式のものを除く。）の部分品」を「計算機（手動式のものを除く。）又は自動データ処理機械の部分品」に改める。</p>	一五%
<p>第八四・五九号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。</p>	一五%
<p>第八四・五二号を次のように改める。</p> <p>八四・五二 計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械</p> <p>一 電子式デジタル計算機のうち</p> <p>二 計算機本体</p> <p>簿記会計機、金銭登録機及び電動式又は手動式の計算機</p>	一五%
<p>第八四・五三号を次のように改める。</p> <p>八四・五三 自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデータ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）及びデータ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。）</p> <p>一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンタ及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械のうち</p> <p>二 中央処理装置</p> <p>一 その他のもののうち</p> <p>せん孔機、検孔機、分類機、製表機、計算せん孔機（電子式のものにあつては、カードの読み取り及びせん孔を行う機械を自藏するものに限る。）、照合機、翻訳機その他せん孔カード式統計機械及びその補助機械</p>	一五%
<p>第八四・五四号を次のように改める。</p> <p>八四・五四 その他の事務用機器（例えは、臘写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなあけ機及びトシ機）</p> <p>臘写機、あて名印刷機その他これらに類する印刷機</p> <p>事務用機器（ステープリングマシン、チャック・ホールマシン、鉛筆削り機その他これらに類する機器で手動式のもの及び印刷機を除く。）</p>	一五%
<p>第八四・五五号中「計算機（手動式のものを除く。）の部分品」を「計算機（手動式のものを除く。）又は自動データ処理機械の部分品」に改める。</p>	一五%

機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）

第八五・〇六号の一を次のように改める。

- 一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミニサーキュレーター及び果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品のうち
- (二) その他のもののうち
- 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミニサーキュレーター及び果汁搾り機

一五%

第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

第八五・一五号中「蓄音機を自滅するものを含む。」を「（録音機又は音声再生機を自滅するものを含む。）」に改め、同号の一を次のように改める。

- 一 ラジオ受信機（シャシを含む。）のうち

三五%

音声再生機を自滅しないもの（シャシを除く。）

第八五・二一号を次のように改める。

- 八五・二一 热電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーチ整流管を含む。）、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス

一八%

一 热電子管のうち

一五%

理化學機器用のもの

受信管（非一般用受信管（高信頼管をいう。）を除く。）

二七%

通信機器用のもの

三〇%

二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体

一五%

デバイス及び集積回路のうち

一五%

集積回路

一五%

三 その他のもののうち

一五%

第八五・二二号を次のように改める。

- 八五・二二 電氣機器（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）

一五%

第八七・〇二号の三を次のように改める。

- 三 貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーを除く。）

一五%

トラック（ホイールベースが二五四センチメートルを超えるものに限るものとし、三輪式のものを除く。）

積載能力が一八トン以上のもの

一七〇%

第八七・〇六号の次に次の一号を加える。

- 八七・〇七 フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリヤーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品

ストラッドルキャリヤー（シャシの下に荷物をかかえ上げて運搬するものに限る。）

一七〇%

- ストラッドルキャリヤーの部分品（原動機付きのシャシを除く。）

一七〇%

第八七・一四号を次のように改める。

- 八七・一四 その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品

一七〇%

トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品

一七〇%

第九〇・〇九号の次に次の一号を加える。

- 九〇・一〇 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他の処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）、感光式複写機

一五%

（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）、感熱式複写機及び映写用スクリーン

一五%

二 その他のもののうち

一五%

- 感光式複写機（光学的機構を有するものに限る。）及び感熱式複写機

一五%

第九〇・一九号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。

- 整形外科用機器、外科用ベルト、脱脂帶その他これらに類する物品（義肢、義眼、義歯その人造の人体の部分、補聴器その他の器具の欠損又は不全を補う機器（着用し、攤帶し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそえ木その他の骨折治療具

一五%

第九〇・二八号を次のように改める。

- 九〇・二八 電氣式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）

一五%

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第一号 千九百七十一の国際小委協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求める件外一件

三四〇

関税及び貿易に関する一般協定の千九百六十七年六月三十日付けのジョネーヴ議定書(千九百六十七年に附屬する譲許表

一 この類の注(6)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%
二 この類の注(6)に定めるもののうち 圧力計	一五%
高度計、マイクロケーター、速度計及び回転速度計 その他のものうち理化学用のもの	一五%
三 この類の注(6)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%
四 この類の注(6)に定めるもののうち 理化学用のもの	一五%

第九八・一〇号を次のように改める。	一五%
メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一五%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	一五%
第九八・一一号を次のように改める。	四五%
九八・一一 奥煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の奥煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品	四五%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	四五%

第九八・一二号を次のように改める。	一〇%
メカニカルライターその他これに類するライター(ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	一〇%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	一〇%
第九八・一三号を次のように改める。	五%
九八・一三 奥煙用パイプ及びパイプボール、柄その他の奥煙用パイプの部分品(荒く成形した木製ブロックを含む。)並びにシガーホールダー、シガレットホールダー及びこれらの部分品	五%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもののうち 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価格の八〇%に満たないものに限る。)	五%

第九八・一四号を次のように改める。	一〇%
○三・〇一 魚(生きていなきものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	一〇%
一 種賞用のもの	一〇%
二 その他のもの	一〇%
三 (1) その他のもの B その他のもの	一〇%

第九八・一五号を次のように改める。	五%
○三・〇一 魚(生きていなきものにあつては、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。)	五%
一 種賞用のもの	五%
二 その他のもの	五%
三 (1) その他のもの B その他のもの	五%

第九八・一六号を次のように改める。	一〇%
○四・〇七 食用の動物性生産品(他の号に該当するものを除く。)	一〇%
一 あなたばめの巣	一〇%
二 あなたばめの巣	一〇%
三 (1) あなたばめの巣	一〇%

第九八・一七号を次のように改める。	五%
五 アルテミアサリナの卵	五%
六 その他のもの	五%
七 その他のもの	五%
八 第〇五・一五号を次のように加える。	五%

第九八・一八号を次のように改める。	一・五%
九 第〇九・〇四号を次のように改める。	一・五%
一〇九・〇四 こしうら属のペッパー及びとうがらし属又はピメント タ属のピメント	一・五%
一一 小売容器入りのもの	一・五%
一二 その他のもの	一・五%

第九八・一九号を次のように改める。	一〇%
一 フェノール樹脂以外の合成樹脂製のもの	一〇%
二 その他のもののうち オールスペイクス	一〇%
三 こしうらの種	一〇%

この訂正は、日本国政府が国内手続を完了して締約国國の事務局長に対して効力発生のための通告を行つた後三十日目(日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる)	無税
告を行つた後三十日目(日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる)	無税
この訂正は、日本国政府が国内手続を完了して締約国國の事務局長に対して効力発生のための通告を行つた後三十日目(日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる)	無税
告を行つた後三十日目(日又は当該通告中に指定する一層早い日に、効力を生ずる)	無税

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号
一千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

三四

一一〇七 調製飲料品(他の号に該当するものを除く。)
のうち
一一 その他のもの

一 希ガス

(二) **A** 第〇四・〇七号に掲げる物品のもの

第二八・(五)号の品名の關(細カキ余く)。)の次のよう改まる

第一五・一三号の一を次のように改める。

希土類金屬、イットリウム及びスカンジウム(二)

(一) 課税価格が一キログラムにつき二〇〇円以

下のもの

○円	一キログラムにつき一
円	一キログラムにつき五

第一七・〇七号の品名の欄(細分を除く。)を次のように改める。

高温コールタールの蒸留物及びこの類の注²に規定する二種に該する物品

第一七・一〇号の一を次のように改める

石油及び墨青油（石油及び墨青油以外の物品
又はこれに付属する、その物品の重量は、全部量づけられなければならない。

五%に満たないものを含む。)

A 低重合度の混合アルキレン

(二) 燃油

(五) 潤滑油(流動パラフィンを含む)

B 以下のもの
その他のもの

卷之三

焼入油、作動油、防鏽油その他主として潤滑の用に供しない油

その他もの

第二八・〇四号の一を次のように改める。

第一九・一六号を次のように改める

四 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1859 1860 1861 1862 1863

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号 千九百七一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結につ
いて承認を求めるの件外一件

三四六

二 その他のもの

(一) 第三九・〇一号又は第三九・〇二号に掲げ

る物品の製品

(二) その他のもの

第四〇・〇一号を次のように改める。

四〇・〇一 天然ゴムのラテックス（合成ゴムのラテックスを加えているかどうかを問わない。）及びプリバルカナイズドラテックス並びに天然ゴム

カその他これらに類する天然ゴム
天然ゴムラテックス（合成ゴムラテックスを加えたものに限る。）天然ゴムの感熱ラテックス及び酸性ラテックス並びに天然ゴムのプリバルカナイズドラテックス

天然ゴム（発固前に可塑剤その他の物品（保存剤及び粘土を除く。）を加えたものに限る。）
天然ゴム（天然ゴム及びグタベルカを除く。）

第四〇・〇一號を次のように改める。

四〇・〇一 合成ゴムのラテックス及びプリバルカナイズドラテックス、合成ゴム並びに油から製造したファクチス

合成ゴムの感熱ラテックス及び酸性ラテックス並びに合成ゴムのプリバルカナイズドラテックス
天然ゴムを人造プラスチックで変性したもの（この類の注4(c)に定めるものに限る。）
合成ゴム（発固前に可塑剤その他の物品（鉛物油、保存剤及び単に識別を容易にするための着色料を除く。）を加えたものに限る。）
ファクチス

一五%	一五%	一五%	一五%
*	七・五%	七・五%	七・五%
無税	無税	無税	無税

一五%	一五%	一五%	一五%
*	七・五%	七・五%	七・五%
無税	無税	無税	無税

木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器

第五六・〇三号を次のように改める。

五六・〇三 人造織維の長纖維又は短纖維のくず（ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カード、コームし又はその他の紡績準備の処理をしたもの）

合成織維のくず
その他のもの

第五七・〇三号の品名の欄を次のように改める。

黄麻その他の紡織用韌皮織維（他の号に該当するもの及び精紡したもの）並びにそのトウ及びくず（ぼろ又は綱を反毛したものを含む。）

第五七・〇六号の品名の欄を次のように改める。

第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用韌皮織維の糸

第五七・〇六号の品名の欄を次のように改める。

第五七・〇三号の黄麻その他の紡織用韌皮織維の織物

第五八・〇一號を次のように改める。

第五八・〇一 じゅうたん、じゅうたん地その他の織物類の敷物（結びバイルのものを除くとともに、ケレムラグ、シエマックラグ、カラマニラグその他これらに類するもの）を含むものとし、製品にしたものであるかどうかを問わない。）

一 コイヤ製のもの
二 その他のもの
三 編製のもの
四 その他のもの

一一〇%	一一〇%	一一〇%	一一〇%
一五%	一五%	一五%	一五%
無税	無税	無税	無税

第四四・〇九号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。

木製のくい（割り又は端をとがらしたものに限るものとし、縫たひいたものを除く。）及び木並みにチップウッド、チップ状又は小片状のパルプウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング

第四四・二一号の品名の欄を次のように改める。

第五八・〇七号中「ジニールヤーン」の下に「（「フロックショニールヤーンを含む。）」を加える。

第五九・〇四号から第五九・〇六号までの品名の欄中「黄麻製」を「第五七・〇三号に掲げる紡織用織維」に改める。

第五九・〇八号の品名の欄を次のように改める。

紡織用織維の織物類（セルロース誘導体その他の人積層したものに限る。）

銅の含有量が全重量の九五%を超えるもの	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき二円	一五%	一五%
その他のもの	一キログラムにつき三円	一キログラムにつき三円	一キログラムにつき三円	一五%	一五%
第七四・〇七号の三の(+)を次のように改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
(+) ベリリウム銅合金のもの	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第七四・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもの」を「有するものを除くとともに」に改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第七五・〇三号の一の(+)を次のように改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
A 真空管用ケッターやアルカリ蓄電池の製造に使用されたもの	一キログラムにつき二円	一キログラムにつき一円	一キログラムにつき一円	一五%	一五%
B その他のもの	一キログラムにつき一円	一キログラムにつき一円	一キログラムにつき一円	一五%	一五%
第七六・〇八号中「ものとし、完成しているか、又は組み立ててあるかどうかを問わない」を削る。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第七六・〇九号中「機械装置」を「圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置」に、「有しないもの」を「有するものを除くとともに」に改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第七六・一一号の品名の欄を次のように改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
— 圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第八二・〇四号中「フレームに取り付けた」を「フレーム付きの」に改める。	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%
第八三・〇一号中「(完成したかぎであるかどうかを問わない。)」を削る。	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
第八四・〇一号を次のように改める。	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%
八四・〇一 蒸気発生ボイラ（低圧蒸気も発生することができる）のうち	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%	一〇%
一 ボイラ	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%	七・五%

第八四・五四号を次のように改める。

八四・五四 その他の事務用機器（例えは、謄写機、あて名印刷機、貨幣分類機、貨幣計数包装機、鉛筆削り機、あなけ機及びじ機）

一五% 七・五%

第八四・五五号を次のように改める。

八四・五五 第八四・五一号、第八四・五二号、第八四・五三号のうち又は第八四・五四号に該当する機械に原則として専ら使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）

一〇%
一五%
七・五%

電子式計算機械、電子式自動データ処理機械又はこれらを構成する機器に用いるもの以外のものせん孔カード式統計機械の部分品

その他のもの

第八四・五九号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。

機械類（独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。）

第八四・六一号中「定格圧力」を「公称圧力」に改める。

第八五・〇六号の一を次のように改める。

一 真空掃除機、床みがき機、食物用グラインダー、食物用ミキサー、果汁搾り機、ファン及びこれらの部分品

一五%
七・五%

（一） ファン
（二） その他のもの

第八五・〇八号中「その開閉器」を「開閉器」に改める。

第八五・一五号中「（蓄音機を自蔵するものを含む。）を（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）に改め、同号の一を次のように改める。

一 ラジオ受信機（シャンクを含む。）

音声再生機を自蔵するもの

その他のもの

シャンク

三五%
二〇%
一八%
一〇%
九%

第八五・一九号の品名の欄（細分を除く。）を次のように改める。

スイッチ、繼電器、ヒューズ、避雷器、サージ抑制器、プラグ、ランプホールダー、接続箱その他電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器、固定式又は可変式の抵抗器（ボテンショーメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）並びに印刷回路、配電盤及び制御盤

第八五・一二〇号中「白熱電球」を「フィラメント電球」に改める。

第八五・二一号を次のように改める。

八五・二一 热電子管、冷陰極管及び光電管（蒸氣又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーチ整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス

一 热電子管
理化学機器用のもの
その他
受信管（非一般用受信管（高信頼管をいう。）を除く。）

二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち実装してないもの

三 その他のもの
ゲルマニウムトランジスター

一五%
一五%
一五%
一五%
七・五%

第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二 一 電気機器独立の機能を有するものに限るものとし、この類の他の号に該当するものを除く。（信号発生器（周波数が一〇〇メガヘルツ以上のものに限る。）以外のもの

一五%
七・五%

二 コンテナー（一以上の輸送方式による運送を行うために特に設計され、かつ、装備されているものに限る。）

第八七・〇二二号の二を次のように改める。

昭和五十年四月二十五日 参議院会議録第十一号 千九百七十一年の国際小麦協定を構成する小麦貿易規約及び食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

三五〇

三 貨物自動車（無限軌道式のもの及びシャットルカーケーを除く。）

積載能力が一八トン以上のトラック（荷物を運ぶものに限るものとし、三輪式のものを除く。）

その他のもの

二七%
二〇%

一三・五%
一五%

第八七・〇七号の品名の欄を次のように改める。

フォークリフトトラック、プラットホームトラック、ストラッドルキャリヤーその他の作業トラック（工場、倉庫、埠頭又は空港で貨物の短距離の運搬又は荷役に使用する型式のもので、自走式のものに限る。）及び停車場のプラットホームで使用する型式のトラクター並びにこれらの部分品

第八七・一四号を次のように改める。

その他の車両（トレーラーを含むものとし、機械式駆動機構を有するものを除く。）及びその部分品

トレーラー（第八七・〇一号又は第八七・〇二号に掲げる自動車に用いるものに限る。）及びその部分品

その他のもの

三〇%
一五%

七・五%
一五%

第八九・〇一号を次のように改める。

八九・〇一 船舶（この類の他の号に該当するものを除く。）のうち

一 総トン数が一〇、〇〇〇トン以上のもののうち

二 その他のもの
軍艦以外のもの

一五%
七・五%

七・五%
一五%

第八九・〇二号の品名の欄を次のように改める。
曳航用又は押航用の船舶

第八九・〇四号を次のように改める。

八九・〇四 解体用船舶
リバティー型船その他の戦時標準型貨物船、油槽船及び上陸用舟艇

〇・八%
〇・四%

第九一・〇二号を次のように改める。

輸送航空母艦
その他の貨物船

一・五%
一・二%
一・一五%

〇・七五%
〇・六%
一・一五%

第九〇・一〇号を次のように改める。

九〇・一〇 写真用又は映画用の感光材料の現像、焼付けその他処理に用いる機器（この類の他の号に該当するものを除く。）感光式複写機（光学的機構を有するか、又は密着式のものであるかどうかを問わない。）感

熱式複写機及び映写用スクリーン
一 現像、焼付けその他処理に用いる機器並びにその部分品及び附属品

一一〇%
一〇%

七・五%
七・五%

第九〇・一九号を次のように改める。

九〇・一九 整形外科用機器、外科用ベルト、脱脂帶その他これらに類する物品、義肢、義眼、義齒その他人造の人体の部分、補聴器その他器官の欠損又は不全を補うる機器（着用し、携帯し又は人体内に埋めて用いるものに限る。）及びそえ木その他の骨折治療具

一一〇%
一〇%

七・五%
七・五%

第九〇・二八号を次のように改める。

九〇・二八 電気式機器（測定用、検査用、分析用又は自動調整用のものに限る。）

一一〇%
一〇%

七・五%
七・五%

一 この類の注5(b)に定めるもののうち

オシロスコープ（周波数が三〇メガヘルツ以上）

以上のものに限る。）真空管電圧計（周波数

が一〇〇メガヘルツ以上のものに限る。）

周波数測定器（周波数が一〇〇メガヘルツ以上）

以上のものに限る。）マイクロ波測定器（周

波数が一、〇〇〇メガヘルツ以上のものに限る。）ノイズレベルメータ、電界強度

測定器、アドミタンスブリッジ、イン

ピーダンスブリッジ及び電子式の周波数又

は周期的計数器以外のもの

二 この類の注5(b)に定めるもの

三 この類の注5(c)に定めるもの

四 この類の注5(d)に定めるもの

一五%
一五%

七・五%
七・五%

九一・〇二	時計(ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、第九一・〇三号に該当するものを除く。) 一 ケースに貴金属、これを張り若しくはめつきべつこうを用いたもの 電気時計	貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの 金を用いたもの(金の部分の価格が全価の八〇%に満たないものに限る。) その他のもの	四五%
九一・〇七	二 その他のもの 電気時計 その他のもの	二 その他のもの 電気時計 その他のもの	一一一・五%
九一・〇七号を次のよう改める。			
九一・〇七	一〇%	一〇%	一〇%
九一・〇七号中(半製品を含む)」を削る。	一一〇%	一一〇%	一一〇%
第九八・一〇	メカニカルライターその他これに類するライター (ケミカルライター及び電気式ライターを含む。)及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	二五%	二五%
一 貴金属これを張り若しくはめつきした金属、 貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの 貴石、半貴石、銀又は白金族の金属を用いたもの その他のもの	一三・五%	一二・五%	一二・五%
金を用いたもの(金の部分の価格が全価の八〇%に満たないものに限る。) その他のもの	一〇%	一〇%	一〇%
第九八・一〇号を次のよう改める。	一一七%	一一七%	一一七%
第九八・一〇	一〇%	一〇%	一〇%

二五%	一一一・五%	一二一・五%	一二一・五%
一一〇%	一二一・五%	一二一・五%	一二一・五%
一〇%	一二一・五%	一二一・五%	一二一・五%
一一七%	一二一・五%	一二一・五%	一二一・五%
一一〇%	一二一・五%	一二一・五%	一二一・五%

○二木謙吾君登壇(拍手)	〔二木謙吾君登壇(拍手)〕決いたします。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めておきます。
○二木謙吾君	ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。
○二木謙吾君	まず、千九百七十二年の国際小麦協定の延長議定書は、同協定を構成する二つの規約、すなわち、小麦の需給関係の安定化について定めた小麦貿易規約と開発途上国への食糧援助について定めた食糧援助規約の有効期間を、いずれも一ヵ年間延長しようというものです。なお、食糧援助に関する問題、わが国は、米または農業物資で援助を行う旨の留保を付しております。
○二木謙吾君	次に、関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の変更に関する第二確認書は、ガット上のわが国譲許表の品目分類方式を、昭和四十七年に改正された関税定率法別表の分類方式に合致するよう訂正すること等を内容とするものであります。
○二木謙吾君	委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。
○二木謙吾君	昨二十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。
○二木謙吾君	以上御報告申し上げます。(拍手)

一、委員会の決定の理由	要領書
下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案	審査報告書
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	昭和五十年四月二十二日
参議院議長 河野謙三殿	社会労働委員長 村田 秀三

本法律案は、一般廃棄物処理業者等が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、並びにその経営の近代化及び規模の適正化を図るため、合理化事業計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずるもので妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年三月二十五日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野謙三殿

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受けける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るための計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「一般廃棄物処理業等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定による市町村長(特別区の存する区域にあつては、都知事)の許可を受け、又は市町村(特別区の存する区域にあつては、都)の委託を受けて行うし尿処理業その他政令で定める事業をいう。

(一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認)

第三条 市町村は、当該市町村の区域に係る下水道の整備その他政令で定める事由によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受けける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るために事業(以下「合理化事業」という。)に関する計画(以下「合理化事業計画」という。)を定め、都道府県知事の承認を受けることができる。

2 合理化事業計画は、下水道の整備等による一般廃棄物処理業等の経営の基礎となる諸条件の変化の見通しに関する事項、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項その他の厚生省令で定める事項について定めるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その合理化事業計画が厚生省令で定める基準に適合していると認めるときは、同項の承認をするものとする。

(合理化事業計画の変更)

第四条 市町村は、前条第一項の承認に係る合理化事業計画を変更しようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(合理化事業の実施)

第五条 市町村は、合理化事業計画に基づき、合理化事業を実施するものとする。

(市町村に対する資金の融通等)
第六条 国は、市町村に対し、合理化事業計画に基づく合理化事業の実施に關し、必要な資金の融通又はそのあつせんその他の援助に努めるものとする。

(事業の転換に関する計画の認定)

第七条 一般廃棄物処理業等を行つて、都道府県知事の承認を受けるものは、その事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する特別措置法案は、一般廃棄物処理業者等が下

する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(認定を受けた者に対する金融上の措置)

第八条 国又は地方公共団体は、前条第一項の認定を受けた一般廃棄物処理業等を行う者に対する金融上の必要な資金につき、金融上の措置を行ふのに必要な資金の融通または金銭の譲り受けを行うよう努めるものとする。

(就職のあつせん等)

第九条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(特別区に関する特例)

第十条 特別区の存する区域にこの法律の規定を適用する場合には、この法律(第二条を除く。)の規定中「市町村」とあるのは「都」と、「市町村長」とあるのは「都知事」とする。

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第 号)を施行すること。

(拍手)

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第四 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長林

田悠紀夫君。

審査報告書

高压ガス取締法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年四月二十二日

參議院議長 河野 謙三殿
商工委員長 林田悠紀夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高压ガス製造事業の大規模化、複雑化等に対処し保安の確保を図るため、高压ガス製造事業における保安管理体制を強化するための措置を講じ、並びに特定の高压ガス製造設備及び高压ガスを充てんする容器等に対する規制を強化改善するとともに、液化石油ガス等による災害の防止に資するため、高压ガス保安協会の業務を拡充し、及び同協会に対し政府出資を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十年度一般会計予算に高压ガス保安協会特定事業運営費三億四千五百七十六千円、高压ガス及び液化石油ガス保安対策費五千四百九十八万一千円がそれぞれ計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、公共の安全の確保を全うするため、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一、コンビナート防災対策について、近年頻発した事故の教訓を生かし、省庁別保安行政の制約をこえた総合的防災対策を早急に樹立するとともに、そのもとに於ける関係法令の整備と整

合、関係行政機関の機能の連携強化、および企業の共同防災体制の確立をはかること。

二、企業内の保安管理組織については、単に工場単位の組織強化にとどまらず、企業経営者をも含めた保安体制の確立に努めるよう指導するとともに、危害予防規程および保安教育計画の作成ならびに保安教育の実施にあたつては、現場従業員の意見を尊重することとし、さらに保安技術有資格者の充足に万全を期すること。

三、高压ガス保安協会について、業務の拡大、国の財政援助等の拡充強化策が講じられることにかんがみ、その組織、人員、業務遂行など体制全般にわたり、公正および中立性が貫かれるよう、とくに配慮すること。

四、一般家庭の液化石油ガス消費に伴う災害の絶滅を期するため、販売事業者に対する監督・指導の強化に努めるとともに、消費者に対する啓蒙・指導の徹底および消費設備、安全機器等の改善をはかること。

五、高压ガス取締法について、業務の拡大、国

高压ガス取締法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和五十年三月二十五日
よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

高压ガス取締法の一部を改正する法律案
高压ガス取締法の一部を改正する法律
目次中「第四章 容器、機器及び原料ガス(第四十一条—第五十九条)」を

「第四章 容器等

第一節 容器及び容器等

第二節 特定設備

第三節 冷凍機器及び原

料ガス(第五十七条—第五十九条)」

「第四節 業務(第五十九条の二十八—第五十九条の三十

五十六条の三—第五十六条の六)」に、「第四節 業務(第五十九条の二十九—第五十九条の三十一—第五十九条の三十三の七)」に、「第五十九

五、高压ガス保安行政体制を一層強化するため、

業の共同防災体制の確立をはかること。

第三条第二項中「第五十六条まで、第五十九条」を「第五十六条の二まで」に改める。

第五条第二項を削り、同条第三項中「一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍する」とともに、保安行政に現場従業員および一般消費者の意見を十分反映させることとし、省令の改正等に際してもこの点を配慮するよう努めること。

右決議する。

五、高压ガスの製造の事業を行う者(前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者を除く)事業開始の日
二一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする者(前項第二号に掲げる者を除く。以下「第二種製造者」という。)を「次の各号の一に該当する者」に、「製造開始の日の」を「当該各号に定める日の」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第二項とする。

一 高压ガスの製造の事業を行う者(前項第一号に掲げる者及び冷凍のため高压ガスの製造をする者を除く)事業開始の日
二一日の冷凍能力が三トン以上の設備を使用して冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする者(前項第二号に掲げる者を除く。)製造開始の日
三 第五条第四項中「前項」を「前項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条第一号中「第二十二条第一項」を「第二十条の二、第二十二条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第三項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項」に、「第六十条」を「第六十一条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第二種製造者」を「第五条第二項各号に掲げる者(以下「第二種製造者」という。)に改める。

第十三条の二中「前二条」を「前二条」に改め、同条第十三条を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第十二条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者は、第五十六条の三第一項又は第二項の特定設備検査を受け、これに合格した設備であつて、第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証によりその旨の確認をすることができるものに係る製造のための施設につき、通商産業省令で定める期間内に前条の完成検査

を受けるときは、当該設備については、同条の完成検査を受けることを要しない。

第二十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第五条第二項に規定する者又は第二種製造者」を「第二種製造者であつて、第五条第二項第二号に掲げるもの」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第二種製造者であつて、第五条第二項第一号に掲げるのは、高压ガスの製造の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 車両(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。)により高压ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者のうち一日に製造をする高压ガスの容積が同条第一項に規定する場合には、当該「協会」という。)の意見を聞き、その意見書を添付しなければならない。

第二十七条第四項中「高压ガス保安協会(以下「協会」という。)」を「協会」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認めるときは、前

項の保安教育計画の変更を命ずることができる。

第二十七条の次に次の三条を加える。

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 第一種製造者であつて、第五条第一項に規定する者(一日に製造をする高压ガスの容積以下である者その他通商産業省令で定める者を除く。)を「保安統括者」といふ。事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安統括者(以下「保安統括者」という。)を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

2 保安統括者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならぬ。

3 第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状(以下「製造保安責任者免状」という。)の交付を受けている者のうちから、高压ガス製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条の前の見出し中「作業主任者免状」を削る。

第二十八条第四項を削る。

第二十九条の前段の見出し中「作業主任者免状」に改め、同条第一項を次の二項に改める。

3 第二十七条の二第五項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

2 第二十九条第二項中「作業主任者免状」を削る。

第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定める種類の製造保安責任者免状の交付を受けている者を選任している場合その他通商産業省令で定められた、高压ガス製造保安技術管理者(以下「保安技術管理者」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定める種類の製造保安責任者免状の交付を受けている者を選任している場合その他通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安企画推進員(以下「保安企画推進員」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安機械責任者免状(以下「機械責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安機械責任者免状(以下「機械責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

2 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安機械責任者免状(以下「機械責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

6 第一項に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定めるところにより、保安係員に協会が行う高压ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員)

第二十七条の三 前条第一項に規定する第一種製造者(うち一日に製造をする高压ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条の前の見出し中「作業主任者免状」に改め、同条第一項を次の二項に改める。

3 第二十九条第二項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」として、「製造の作業」を「製造」に、保安責任者免状(以下「保安責任者免状」という。)を「監督を行なう」を「職務を行う」に改め、同条第三項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」として、「高压ガス作業主任者試験(以下「作業主任者試験」という。)」を「高压ガス製造保安責任者試験(以下「製造保安責任者試験」という。)」に、「製造の作業」を「製造」に改め、同条第四項及び第五項中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」と改める。

3 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安機械責任者免状(以下「機械責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行わせなければならない。

6 第二十八条の見出し中「作業主任者」を削り、同条第二項中「以下の条及

び」を削り、「通商産業省令で定める区分に従い」を「通商産業省令で定めるところにより」に、「高压ガスの販売に係る保安について監督」を「第三十二条第七項に規定する職務」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「特定高压ガスの消費に係る保安について監督を行なわせ」を「第三十二条第八項に規定する職務を行なわせ」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加え

る。

6 第一項に規定する第一種製造者は、通商産業省令で定めるところにより、保安係員に協会が行う高压ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員)

第二十七条の三 前条第一項に規定する第一種製造者(うち一日に製造をする高压ガスの容積が通商産業省令で定める容積以上である者は、通商産業省令で定める製造のための施設の区分ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

2 前項に規定する第一種製造者は、事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高压ガス製造保安責任者免状(以下「保安主任者免状」という。)を選任し、第三十二条第四項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十九条の前の見出し中「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」として、「製造の作業」を「製造」に、保安責任者免状(以下「保安責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行なわせなければならない。

3 第二十九条第二項に規定する第一種製造者は、事業所の区分に従い通商産業省令で定めた、高压ガス製造保安機械責任者免状(以下「機械責任者免状」という。)を選任し、第三十二条第五項に規定する職務を行なわせなければならない。

と。」を加え、同項第五号中「且つ、」を「かつ、特定容器以外の容器（以下「一般容器」という。）については」に、「記載がされているもの」を「記載がされており、特定容器にあつては次条第四項の刻印がされているもの」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 容器に充てんする高圧ガスは、その容器が一般容器である場合には第一号及び第三号、その容器が特定容器である場合には第二号及び第三号に適合するものでなければならない。

一 容器証明書に記載された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつては容器証明書に記載された圧力以下のものであり、液化ガスにあつては通商産業省令で定める方法によつては通商産業省令で定める方法によりその刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以

算した質量以下のものであること。

二 第四十五条の二第一項の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以下のものであること。

九条の二第一項の通商産業省令で定める附属品に該当するときは、第四十九条の三第一項

の刻印において示された種類の高圧ガスであり、かつ、圧縮ガスにあつてはその刻印において示された圧力以下のものであること。

第四十九条第三項中「すみやかに、これに通商産業省令で定める方式による刻印をし、且つ、」を「その容器が第四十五条の一第一項に規定する容器である場合を除き、速やかに、『容器証明書』を「その容器に、表示をし、かつ、容器証明書」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中

「前項」を「前一項」に、「の外」を「のほか」に、「前項の」を「前一項の表示若しくは」に、「これと紛らわしい」を「これらと紛らわしい表示若しくは」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格し

た場合において、その容器が第四十五条の二第一項に規定する容器であるときは、速やかに、

その容器に、通商産業省令で定める方式による

刻印をしなければならない。

第四十九条の次に次の三条を加える。

（附属品検査）

第四十九条の二 バルブその他の容器の附属品で通商産業省令で定めるもの（第五十九条の九を除き、以下単に「附属品」という。）の製造又は輸入をした者は、通商産業大臣又は協会が行う附

属品検査を受け、これに合格したものでなければ、当該附属品を譲渡し、又は引き渡してはならぬ。ただし、輸出その他の用途に供する附

属品であつて、通商産業大臣の許可を受けたもの及び高圧ガスを充てんして輸入された容器であつて、高圧ガスを充てんしてあるものに装置されている附属品については、この限りでない。

2 前項の附属品検査を受けようとする者は、そ

の附属品が装置される容器に充てんされるべき高圧ガスの種類及び圧力を明らかにしなければならない。

3 第一項の附属品検査においては、その附属品が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の附属品の規格に適合するときは、これを合格とする。

（刻印）

第四十九条の三 通商産業大臣又は協会は、附属品が附属品検査に合格したときは、速やかに、その容器に、表示をし、かつ、容器証明書に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「若しくは第四項」を「から第五項まで、

2 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

（附属品再検査）

第四十九条の四 附属品再検査は、通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者

が行う。

2 附属品再検査においては、その附属品が通商産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大

きさ別の附属品の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 通商産業大臣若しくは協会又は容器検査所の登録を受けた者は、附属品が附属品再検査に合

格したときは、速やかに、その附属品に、通商

産業省令で定める方式による刻印をしなければならない。

4 何人も、前項に規定する場合のほか、附属品に、同項の刻印又はこれと紛らわしい刻印をしてはならない。

5 第四十九条第六項の規定は、附属品再検査を行なうべき場所に準用する。

第五十条第四項中「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加え、「容器の種類」を「容器又は附属品の種類」に改める。

第五十一条第一項中「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加える。

第五十二条第一項中「容器の製造の作業に関する知識及び経験」を「条件に適合する知識経験」と、

「作業主任者免状」を「製造保安責任者免状」と改め、「容器再検査」の下に「又は附属品再検査」を加え、同条第四項中「基く」を「基づく」に改め、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加える。

第五十三条の見出し中「取消等」を「取消し等」に改め、同条中「左の」を「次の」に改め、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、同条第二号中「若しくは第四項」を「から第五項まで、

規定期による」に、「すみやかに、書換を行ななければ」を「速やかに、前項各号に定める措置をしなけ

る。

第五十四条の二 第一項の規定による刻印

第五十五条の二 第一項の規定による刻印

第五十六条の二 第一項の規定による刻印

第五十七条の二 第一項の規定による刻印

第五十八条の二 第一項の規定による刻印

第五十九条の二 第一項の規定による刻印

第六十条の二 第一項の規定による刻印

第六十一条の二 第一項の規定による刻印

第六十二条の二 第一項の規定による刻印

第六十三条の二 第一項の規定による刻印

第六十四条の二 第一項の規定による刻印

第六十五条の二 第一項の規定による刻印

第六十六条の二 第一項の規定による刻印

第六十七条の二 第一項の規定による刻印

第六十八条の二 第一項の規定による刻印

第六十九条の二 第一項の規定による刻印

第七十条の二 第一項の規定による刻印

第七十一条の二 第一項の規定による刻印

第七十二条の二 第一項の規定による刻印

第七十三条の二 第一項の規定による刻印

第七十四条の二 第一項の規定による刻印

第七十五条の二 第一項の規定による刻印

れば」に改め、同項に後段として次のように加え
る。

この場合において、その措置が同項第三号又は第四号に定める措置であるときは、通商産業大臣又は協会は、その容器にされていた第四十五条の二第一項の刻印をまつ消しなければならない。

第五条の二第一項の刻印をまつ消しなければならない。

第五十四条第三項中「前項の書換を受けた者は」を「第一項の規定による申請をした者は、前項の規定により当該容器について第一項各号に定める措置がされたときは」に、「当該容器に、第四十六条第一項に規定する刻印及び」を「通商産業省令で定めるところにより、その容器に、第四十六条第一項に規定する」に改める。

第五十五条中「左た」を「次に」に改め、同条第一号中「前条第一項の書換を受けることができなかつた」を「前条第一項第一号又は第二号に定める措置がされなかつた」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 容器について前条第一項第二号に定める措置がされたとき。

第五十六条第三項中「第五十四条第一項の書換を受けることができなかつた」を「第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつた」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、附属品検査又は附属品再検査に合格しなかつた附属品について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「これ」とあるのは、「その附屬品が装置される容器に」と「第四十四条第三項」とあるのは、「第四十九条の二第三項」と、前項中「について三箇月以内に第五十四条第一項各号に定める措置がされなかつたとき」とあるのは、「について」と読み替えるものとする。

第五十六条の次に次の二条、一節及び節名を加える。

(容器製造等の廃止の届出)

第五十六条の一 容器製造業者又は容器検査所の

登録を受けた者は、容器の製造の事業又は容器再検査若しくは附属品再検査の業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第二節 特定設備

第一款 特定設備

(特定設備検査)

第五十六条の三 高圧ガスの製造(製造に係る貯蔵を含む。)のための設備のうち、高圧ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要なものとして通商産業省令で定める設備(以下「特定設備」という。)の製造をする者は、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業省令で定める製造の工程ごとに、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定検査機関」という。)が行う特定設備検査を受けなければならぬ。ただし、輸出その他の用途に供する特定設備であつて、通商産業大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五十六条の五 特定設備検査を受けた者は、前条第一項の規定により特定設備検査合格証の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備に、表示をしなければならない。

第五十六条の九 通商産業大臣は、第五十六条の二第一項の規定が次の各号に適合していふと認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて特定設備検査を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定設備検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十一条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が特定設備検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の基準)

イ 第一号に該当する者
ロ 第五十六条の十六の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
カに該当する者がある者

第五十六条の七 第五十五条(第一号及び第一号の二を除く。)の規定は、特定設備検査合格証の交付を受けている者に準用する。この場合において、同条中「又は協会」とあるのは、「協会又は指定検査機関」と読み替えるものとする。

2 特定設備の輸入をした者は、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その特定設備について、通商産業大臣、協会又は指定�査機関が行う特定設備検査を受けなければならない。

第五十六条の八 次の各号の一に該当する者は、通商産業省令で定める区分とともに、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

(指定)

第五十六条の九 第五十六条の三第一項の指定は、通商産業省令で定める区分とともに、特定設備検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第五十六条の八 次の各号の一に該当する者は、第五十六条の三第一項の指定を受けることができない。

四 特定設備検査の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて特定設備検査が不公正になるおそれがないものであること。

五 特定設備検査の業務を適確かつ円滑に行つてあることをによつて申請に係る特定設備検査が不公正になるおそれがないものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る特定設備検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

第五十六条の十 指定検査機関は、特定設備検査を行つべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、特定設備検査を行わなければならない。

2 特定設備検査合格証の様式は、通商産業省令で定める。

3 第四十五条第二項及び第三項の規定は、特定設備検査合格証の様式は、通商産業省令で定める。

イ 第二号に該当する者
ロ 第五十六条の十六の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者
カに該当する者がある者

は、前条第一号に規定する機械器具、その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者には、その効力を生じない。

特定設備検査を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出) 第五十六条の十一 指定検査機関は、特定設備検査を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十六条の十二 指定検査機関は、特定設備検査の業務に関する規程(以下「業務規程」といふ。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が特定設備検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第五十六条の十三 指定検査機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、特定設備検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第五十六条の十四 指定検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。(役員の選任及び解任)

第五十六条の十五 指定検査機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ

ば、その効力を生じない。

(解任命令)

第五十六条の十六 通商産業大臣は、指定検査機関の役員又は第五十六条の九第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定者を解任すべきことを命ずることができる。

(役員等の地位)

第五十六条の十七 特定設備検査の業務に従事する指定検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用に

ついては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第五十六条の十八 通商産業大臣は、指定検査機関が第五十六条の九第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第五十六条の十九 通商産業大臣は、指定検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定

機関を取り消し、又は期間を定めて特定設備検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第五十六条の八第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第五十六条の十二第一項の認可を受けた業務規程によらないで特定設備検査を行つたとき。

四 第五十六条の十二第三項、第五十六条の十六又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十六条の三第一項の指定を受けとき。

第三節 冷凍機器及び原料ガス

第五十七条第三項を次のように改める。

3 機器製造業者は、その機器を用いた設備が第

八条第一号又は第十二条第一項の技術上の基準に適合することを確保するよう(通商産業省令)で定める技術上の基準に従つてその機器の製造をしなければならない。

第五十九条の見出し中「容器製造等」を「機器等の製造事業」に改め、同条中「容器製造業者又は」に改め、「又は容器検査所の登録を受けた者」及び「又は容器再検査の業務」を削る。

第五十九条の四の四の次に次の二条を加える。

(資本金)

第五十九条の四の二 協会の資本金は、一億円とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第五十九条の九第四号中「容器製造業者」の下に「及び容器の附属品の製造の事業を行う者」を加え、同条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第五十六条の三第一項の指定検査機関に改め、同条に次の二号を加える。

第五十九条の十三第二項及び第三項中「定款で定める」を会長が定める「に」、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二号を加える。

六又は前条の規定による命令に違反したときは、会長又は通商産業大臣の意見を提出することができる。

第五十九条の十五中「次の各号の一に該当する者」を「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に改め、各号を削る。

第五十九条の十六中「前条各号の一」を「前条の規定により役員となることができない者」に改め

る。

第五十九条の二十七中「明治四十年法律第四十

五号」を削る。

第五十九条の二十八第一号中「及び指導」の下に「並びに情報の収集及び提供」を加え、「行なう」を

「行う」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 危害予防規程について第二十六条第二項に規定する第一種製造者に意見を述べること。

第五十九条の二十八第三号中「第三十二条第三項」を「第二十七条の二第六項、第三十二条第三項」に、「第二十条第三項」を「第十九条第三項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第四号中「又は第

四十九条第一項の容器再検査」を「第四十九条第一項の容器再検査、第四十九条の二第一項の附属品検査、第四十九条の四第一項の附属品再検査」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次

一項の容器再検査、第四十九条の二第一項の附属品検査、第四十九条の四第一項の附属品再検査又は第五十六条の三第一項若しくは第二項の特定設備検査」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次

の一号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二の目的を達成するために必要な業務

第五十九条の二十八に次の二項を加える。

二 協会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

三 第五十九条の三十二中「事業計画」の下に「資

金計画」を加える。

第五十九条の三十の次に次の節名を付する。

四 第四節の二 財務及び会計

第五十九条の三十二中「事業計画」の下に「資

金計画」を加える。

第五十九条の三十三 協会は、毎事業年度、財産

目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を

受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産

業大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第四章の二第五節の前に次の六条を加える。
 (利益及び損失の処理)
第五十九条の三十三の二 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金の認可)
第五十九条の三十三の三 協会は、借入金をしようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)
第五十九条の三十三の四 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

二 銀行への預金又は郵便貯金
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭券の保有
(財産の処分等の制限)
第五十九条の三十三の五 協会は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しあうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第五十九条の三十三の六 協会は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を

受けなければならない。

2 同様とする。

(通商産業省令への委任)
第五十九条の三十三の七 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののはか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第四章の二第六節中第五十九条の三十六の次に次の第一条を加える。

(大蔵大臣との協議)
第五十九条の三十七 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。
一 第五十九条の二十八第二項、第五十九条の二十九第一項、第五十九条の三十二、第五十九条の三十三の三又は第五十九条の三十三の五の認可をしようとするとき。
二 第五十九条の三十三第一項又は第五十九条の三十三の六の承認をしようとするとき。
三 第五十九条の三十三の四第一号の規定による指定をしようとするとき。
四 第五十九条の二十九第二項、第五十九条の三十三の五又は第五十九条の三十三の七の通商産業省令を定めようとするとき。
五 第六十一条中「登録を受けた者は」の下に「通商産業省令で定めるところにより」を、「容器再検査」の下に「若しくは附属品再検査」を加え、「記載しなければ」を「記載し、これを保存しなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定検査機関は、通商産業省令で定めることにより、帳簿を備え、特定設備検査について、通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第六十一条に次の二項を加える。

2 通商産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第七十三条第一項の表を次のよう改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 第五条第一項の許可を受けようとする者	二十七万円
二 第六条の許可を受けようとする者	三万八千円
三 第十四条第一項の許可を受けようとする者	二十三万円
四 第十四条第三項の許可を受けようとする者	三万四千円
五 第十六条第一項の許可を受けようとする者	三万円
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	二十万円
七 第二十条の完成検査を受けようとする者	二万二千円
八 第二十二条第一項の許可を受けようとする者	二千円
九 製造保安責任者試験を受けようとする者	一千円
十 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者	一千五百円
十一 販売主任者試験を受けようとする者	一千三百円
十二 販売主任者免状の交付を受けようとする者	一千五百円
十三 販売主任者免状の再交付を受けようとする者	一千五百円
十四 販売主任者免状の再交付を受けようとする者	一千五百円
十五 保安検査（協会が行うものを除く。）を受ける者	三千円
十六 容器検査（協会が行うものを除く。）又は容器再検査（協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）を受けようとする者	三十万円

1 内容積千リットル以上の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器
3 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器
1 内容積千リットル以上の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル未満の容器
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
3 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器

1 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
3 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
1 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
2 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
3 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器

八 十九	第五十四条第一項各号に定める措置（協会が行うものを除く。）を受けようとする者	一 個につき 五百円
二十一	附屬品検査（協会が行うものを除く。）又は附屬品再検査（協会又は容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）を受けようとする者	一万二千円
二十二	内容積五百リットル以上の容器の附屬品	三百円
二十三	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の附屬品	五百七十四円
二十四	内容積五百リットル未満の容器の附屬品	二百十円
二十五	内容積五百リットル以上千リットル未満の容器の登録（協会又は指定検査機関が行うものを除く。）を受けようとする者	五百円

第七十三条第二項中「作業主任者試験」を「製造保安責任者試験」に、「作業主任者免状の」を「製造保安責任者免状の交付又は」に改め、「容器再検査」の下に「附属品検査、附属品再検査、特定設備検査」を加え、「容器証明書の書換」を「第五十四条第一項各号に定める措置」に、「同項の表第十一号」を「前項の表第十七号」に、「容器が」を「容器又は特定設備が」に改める。

第七十四条第一項中「第五条第三項、第二十一一条第一項、第二項（第一種製造者に係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項」を「第五条第二項、第二十一条」に、「取消」を「取消し」に、「又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）」を「消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）又は管区海上保安本部長」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官は、第三十六条第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を当該都道府県に

(公示)
知事に通報しなければならない。
第七十四条の次に次の二条を加える。

第七十四条の二 通商産業大臣は、次の場合には、
その旨を官報に公示しなければならない。
一 第五十六条の三第一項の指定をしたとき。
二 第五十六条の十一の規定による届出があつたとき。
三 第五十六条の十三の許可をしたとき。

四 第五十六条の十九の規定により指定を取り
消し、又は特定設備検査の業務の停止を命じ
たとき。

第七十五条中「第十三条の二」を削り、「第四
十八条第一項第三号若しくは第四号」を「第四十九
条第一項第四号」に改め、「第四十九条第二項」の
下に「第四十九条の二第三項、第四十九条の四
第二項」を、「第五十条第三項」の下に「第五十六
条の三第三項」を加え、「聞く」を「聽く」に、「聞か
なければ」を「聴かなければ」に改める。

(公示)
知事に通報しなければならない。
第七十四条の次に次の二条を加える。

第七十六条第一項中「又は第五十三条」を「第五十三条、第五十六条の十六又は第五十六条の十九」に改める。

第七十七条(見出しが含む。)中「又は容器検査所の登録を受けた者」を「容器検査所の登録を受けた者又は指定検査機関」に改める。

第七十八条中「又は容器再検査」を「容器再検査、附属品検査、附屬品再検査又は特定設備検査」に改める。

第七十八条の二の次に次の一条を加える。
(経過措置)
第七十八条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第八十条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「十万円」に改める。

第八十条の二中「三万円」を「十万円」に改め、同一条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の二条

第八十条の二 第五十六条の十九の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十一条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「第二十八条第一項若しくは第二項」を第二十七条の二第一項、第三項若しくは第四項、第二十七条の三第一項若しくは第二項、第二十七条の四第一項、第二十八条第一項又は第五十二条第一項又は第五十九条の三十第一項若しくは第二項」を「又は第五十二条第一項に改め、同条第八号中「第四十九条第三項又は第五十四条第三項」を「第四十七条第三項第五十四条第三項又は第五十六条の五第一項」に改め、「刻印若しくは」を削り、同条第九号中又は

第四十九条第三項】を削り、同号の次に次の二号を加える。
九の二 第四十九条第三項の規定による表示若しくは裏書をせず、又は虚偽の表示若しくは裏書をした容器検査所の登録を受けた者
九の三 第四十九条第四項又は第四十九条の四第三項の規定による刻印をせず、又は虚偽の刻印をした容器検査所の登録を受けた者
第八十二条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に改め、「第四十五条第二項」の下に「(第五十六条の四)第三項において準用する場合を含む。」、第四十五条の二第二項」を加え、「第四十九条第四項又は第五十一条第二項」を「第四十七条第四項、第四十九条第五項」を「第四十七条第四項、第四十九条第五項」に改め、同条第二号中「第二十七条の二第二項」を「第二十二条第三項」の下に「又は第五十六条の三(四十九条の二)第一項、第四十九条の三(第二項)第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号を削る。

第八十三条中「左の」を「次の」に、「一円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第五条第二項若しくは第三項」を「第五条第二項」に、「第二十八条第三項」を「第二十八条第二項」に改め、「第五十二条第五项、第三十三条第二項」を「第二十七条の二第二項」に改め、「第五十六条の五第二項」を「第二十二条第三項」の下に「又は第五十六条の三(二項)第二項、第二十八条第三項又は第三十三条第三項において準用する場合を含む。」に改め、「第五十五条第二項」を「第五十六条第二項」に改め、「第五十六条の六において準用する場合を含む。」を加え、「第五十六条の二」を加え、同条第二号中「第十三条の二」を削り、「第五十五条第二項」の下に「(第五十六条の六において準用する場合を含む。)」を加え、「第五十六条第二項」を「第五十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)」、第五十七条第三項に改め、同条第三号中「第五十六条第一項」の下に「(同条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四号の二の次に次の一号を加える。

第八十三条中「左の」を「次の」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第五条第二項若しくは第三項」を「第五条第二項に、『第二十八条二項、第三十三条第二項』を「第二十七条の二第二項、第三十三条第三項又は第三十三条第三項に、『第二十八条二項、第三十三条第三項に、『第二十七条の二第二項』の下に、『第五十六条の二』を削り、『第五十五条第一号中、『第十三条の二』を削り、『第五十六条の六において準用する場合を含む。』を加え、「第五十六条第二項』を「第五十六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条第三項」に改め、同条第三号中「第五十六条第一項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号の二の次に次の一号を加える。

吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に第三十六条第一項の事態の発生について虚偽の届出をした者第八十三条第五号中「第六十条」の下に「第一項」を加え、「又は虚偽の記載をした」を「虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた」に改め、同条第六号中「第六十一条」の下に「第一項」を加え、同条第七号中「又は第二項」を「又は第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十三条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十六条の十三の許可を受けないで特定設備検査の業務の全部を廃止したとき。

二 第六十条第二項の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第六十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第六十二条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十九条の三 第五十九条の三十五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第八十四条中「前条」を「第八十三条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

五 第五十九条の三十三の四の規定に違反して

吏員若しくは消防団員若しくは海上保安官に

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十五条の改正規定及び第七十八条の二の次に一条を加える改正規定

二 第二十九条及び第三十一条の改正規定、第

五十九条の四の次に一条を加える改正規定、第

五十九条の九、第五十九条の十三、第五十

九条の十五、第五十九条の十六及び第五十九

条の二十八の改正規定、第五十九条の三十二

及び第五十九条の三十三の改正規定、第四章

の二第五節の前に六条を加える改正規定、第

五十九条の三十六の次に一条を加える改正規

定、第七十三条の改正規定中製造保安責任者

試験、製造保安責任者免状、販売主任者試験

及び販売主任者免状に係る部分、第八十五条

の改正規定並びに附則第七条、第八条及び第

十三条 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に改正前の高圧ガス取

締法(以下「旧法」という)第五条第二項の規定による届出をした者は、改正後の高圧ガス取締法(以下「新法」という)第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に旧法第五条第三項の規定による届出をした者は、新法第五条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第四条 旧法第二十条の二第一項に規定する特定

設備であつて、この法律の施行前に同項又は同

条第二項の検査を受け、その検査において旧法

第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められたものに係る製造のための施設につき、旧法第二十条の二第三項の通商産業省令で定められた期間内に受ける新法第二十条の完成

検査については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条

第一項の規定により危害予防規程の認可の申請をしている第一種製造者であつて、新法第二十条

第六条 第二項に規定する第一種製造者に相当する

ものについては、同項の規定は、適用しない。

第六条 保険技術管理者及び保安主任者並びにこれららの代理者についての新法第二十七条の二第二項、第二十七条の三第一項及び第三十三条の二第一項の規定の適用については、当該各号に定める日の二十日前までにとあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第一号)の施行の日から二十日を経過

する日までに」とする。

3 この法律の施行の日から起算して二十日を経過する日までに高圧ガスの製造の事業を行なうこととなる者(新法第五条第一項第一号に掲げる者)及び冷凍のため高圧ガスの製造をすることがある者を除く。)であつて、第一項に規定する者ととる者(新法第五条第一項第一号に掲げる者)及び冷凍のため高圧ガスの製造をすることがある者ととる者(新法第五条第一項第一号に掲げる者)とあるのは、「製造保安責任者免状の交付を受けている者」とあるのは、「製造保安責任者免状の交付を受けている者」とある者は、通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者とする。

4 前二項に規定する者の高圧ガスの製造のための施設については、この法律の施行の日から六月

月間は、新法第十二条第一項の規定は、適用しない。

5 第二項及び第三項に規定する者の高圧ガスの

製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第十二条第二項の規定は適用せず、なお従前の例による。

6 第二項に規定する特定

設備については、この法律の施行前に旧法第五条第三項の規定において準用する新法第二十七

条の二第五項の規定による届出に係る冷凍保安責任者又はその代理者とみなす。

7 第七条 旧法の規定に基づいて交付された甲種化

学主任者免状、乙種化学主任者免状、丙種化学

主任者免状、甲種機械主任者免状、乙種機械主

任者免状、第一種冷凍機械主任者免状、第二種

冷凍機械主任者免状又は第三種冷凍機械主任者

免状は、それぞれ新法に基づいて交付された甲

種化學責任者免狀、乙種化學責任者免狀、丙種

化學責任者免狀、甲種機械責任者免狀、乙種機

械責任者免狀、第一種冷凍機械責任者免狀、第

二種冷凍機械責任者免狀又は第三種冷凍機械責

任者免狀とみなす。

8 第八条 旧法第三十一条の規定に基づいて行わ

た作業主任者試験に合格している者は、新法第

三十一条の規定に基づいて行われた製造保安責

任者試験に合格しているものとみなす。

9 第九条 この法律の施行の際現に旧法第四十五条

第一項の規定に基づき交付されている容器証明書に係る容器であつて、新法第四十五条の第二第一項に規定する容器に相当する容器（この法律の施行後新法第四十七条第一項ただし書に規定する特定容器となつたものを除く。）が容器再検査に合格した場合における当該容器及び当該容器証明書についての新法第四十九条第四項及び第五十五条の規定の適用については、新法第四十九条第四項中「通商産業省令で定める方式による刻印」とあるのは「第四十五条の二第一項の刻印及び通商産業省令で定める刻印」と、新法第五十五条第一号の二中「前条第一項第二号に定める措置」とあるのは「第四十五条の二第一項の規定による刻印」とする。

2 新法第四十五条の二第二項の規定は、前項の規定により読み替えて適用される新法第四十九条第四項の規定により容器に新法第四十五条の二第一項の刻印をする場合には、適用しない。

第十一条 この法律の施行の際現に新法第四十九条の二第一項に規定する附屬品に相当する容器の附屬品が装置される場合には、適用しない。

第四十八条第一項第三号及び第二項第三号の規定は適用せず、なお従前の例による。

第十二条 新法第五十六条の三第一項に規定する特定設備に相当する設備であつて、この法律の施行の際現に製造に着手しているものについては、同項の規定は、適用しない。

第十三条 この法律の施行の際現に旧法第五十七条第一項の規定による届出をしている機器製造業者の機器の製造については、この法律の施行の日から六月間は、新法第五十七条第三項の規定は、適用しない。

第十四条 協会の附則第一条ただし書第二号に定める日の属する事業年度の資金計画についての新法第五十九条の三十二の規定の適用については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）附則第一条ただし書

第一号に定める日以後逓減なく」とする。

第十四条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法の規定によつてしたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第五項又は第十条の規定により従前の例によることとされる高圧ガスの製造に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第十六条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第一項」に、「行なわせ」を「行わせ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、業務主任者に協会の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせなければならない。

第二十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

「若しくは第三項」を加える。

議員

矢原 秀男君

喜屋武真榮君

塩出 啓典君

内田 善利君

桑名 義治君

林 道君

阿部 恵一君

和田 春生君

寺下 岩藏君

黒柳 黑柳君

原田 明君

寺本 広作君

木島 则夫君

議長 河野 謙三君

副議長 前田 佳都男君

野末 陳平君

下村 泰君

青島 幸男君

峯山 昭範君

平井 阜志君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

栗林 阜司君

高田 浩運君

江藤 智君

高橋雄之助君

出席者は左のとおり。

○議長（河野謙三君）

總員起立

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

○議長（河野謙三君）

總員起立と認めます。よつて、本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）

一、費用

本法施行に要する経費として昭和五十年度一般会計予算(厚生省所管)に七十三億四千六百六十五万二千円が計上されている。

国債の償還分については、昭和五十年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別弔慰金として総額二千二百四十八億円、特別給付金として総額二億四千五百万円が計上される見込みである。

二、附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目途として、その実態調査を実施すること。

二、警防団員等に対する援護法上の取扱いについては、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について彈力的に運用すること。

三、最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずること。

一、戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、更にその改善に努めること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一、戦没者等の遺骨の収集については、更に積極的に推進すること。

一、戦傷病者相談員及び戦没者遺族相談員の処遇の改善をはかること。右決議する。

審査報告書

相続税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十年三月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿 大藏委員長 松垣徳太郎
要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、最近における相続税及び贈与税の負担の状況にかえりみ基礎控除額の引上げ、税率の調整等によりその負担の軽減を図るとともに、配偶者に対する相続税負担の軽減措置を拡充するほか、特別障害者に対する贈与税の非課税措置を創設し、相続税の延納制度を拡充しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和五十年度約五百七十億円である。

附帯決議

政府は、左記事項の推進に努めるべきである。

一、相続税課税の本来の趣旨に則り、税率及び課税最低限について引き続き検討を行なうこと。
二、公益事業用財産に対する課税については、相続税の非課税財産規定に従い、現状において明確を欠く個人立公益事業用財産につき、必要な制限を付した上、特別の措置を講ずること。
三、相続後引き続き用に供する中小企業者の事業用財産、標準的な居住用財産は、相続税課税によりその維持に困難をきたしている現状にかえりみ、土地評価についての改善等の配慮を行なうこと。
右決議する。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日 法務委員長 多田 省吾

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小野 明
要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、簡易裁判所判事及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に伴う経費として、昭和五十年度一般会計予算に七千三十八万五千円が計上されている。

審査報告書

下水道事業センター法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十年三月二十五日

参議院議長 河野 謙三殿 建設委員長 小野 明
要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体からの下水道の根幹的施設の建設委託の増大に対応すること等により下水道の整備の一層の促進を図るために、下水道事業センターの機構を拡充して日本下水道事業団とし、地方公共団体の委託に基づき終末処理場等の維持管理を行うことを業務に追加しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。
一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。
右決議する。

附帯決議

政府は、下水道の整備が、公用用水域の水質保全及び都市環境の整備等のため特に緊急を要することにかんがみ、次の事項について、所要の措置を講ずべきである。

一、水は有限の資源であることを認識して、公用用水域の水質保全と水資源の高度利用を図るために、三次処理水を河川等の公用用水域に還元し、環境の改善に努めるとともに、処理水を雑用水、工業用水に再利用する等、総合的な水管理システムを確立し、水の循環利用のサイクル化による合理的な水使用の推進を図ること。

二、下水の三次処理及び汚泥処理の高度化等に関する新技術の開発及び実用化を促進するとともに、水質汚濁の進行の著しい人口等の集積した地域及び先行的に水質の保全を図るべき閉鎖水域等については、地域の実情に即応した三次処理を実施すること。

三、立ち退れの著しい下水道整備を積極的に推進するため、七大都市、一般都市の別なく、補助対象範囲の拡大を図ること及び地方債を拡充することに努め、受益者負担金制度の運用等について検討し、その改善に努めるこ

と。

四、終末処理場の建設にあたつては、施設の美観・緑化等に配慮するとともに、周辺環境との調和を図るために、緑地、広場等のオープン・スペースを確保し、公園化する等の施策を講ずること。

五、有害物質を含む工場排水の下水道への流入の規制を強化するとともに、水質汚濁の一因となる合成洗剤の中の燐等の低減について指導すること。

六、法案第二十六条第二項中「特別の事情」は、水質環境基準が定められていない場合であつて、急速に水質悪化のおそれのあるとき、灾害発生のとき等環境保全上特に必要な場合に限られるものと解し、運用すること。

右決議する。

第十号中正誤

第九号(その一)中正誤

ペジ 段 行 誤 正
一三 一 七 次 い が 次 い で

一四 一 四 から 議決を採決 決議を採択

一九 二 九 附帯決議 帯決議案

第一号中正誤

ペジ 段 行 誤 正
三二 三 九 ナショナルミニマム

三八 二 一 千五百十六億円 千六百五十六億円
三五 四 八 五十三年度 五十年度
三八 二 一 九 あり方に あり方を